

大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について

【国】高等学校等就学支援金 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金



大阪府広報担当副知事もずやん

■ 授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高校や専修学校高等課程、各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校等（以下「専修学校高等課程等」）についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、【国】高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、私立高等学校等の授業料が無償となるよう支援しています。

■ 授業料無償化制度の内容（平成29年度新入生の場合）

① 就学支援金(国制度) 入学時に学校で手続きを行います。

《全日制高校・専修学校高等課程等》

- 保護者の市町村民税所得割額（親権者合算）が、**304,200円未満の世帯**に対し、基礎額として、**月額9,900円（年額 118,800円）**が国から支給されます。

《通信制高校》

- 保護者の市町村民税所得割額（親権者合算）が、**304,200円未満の世帯**に対し、基礎額として、**1単位あたり4,812円**が国から支給されます。（年間30単位、通算74単位が上限）
- 毎月1日に在学する生徒が支給対象となり、府から私立高校等へ振り込みます。
- 保護者の市町村民税所得割額（親権者合算）に応じて支給額が**加算**されます。

【就学支援金の支給額】

市町村民税所得割額 (親権者合算)	加算割合	全日制高校・専修学校高等課程等	通信制高校
0円（非課税）、生活保護	2.5倍	月額24,750円（年額297,000円）	1単位あたり、12,030円
51,300円未満	2倍	月額19,800円（年額237,600円）	1単位あたり、9,624円
154,500円未満	1.5倍	月額14,850円（年額178,200円）	1単位あたり、7,218円
304,200円未満	—	月額 9,900円（年額118,800円）	1単位あたり、4,812円
304,200円以上		対象外	対象外

※在学する私立学校の授業料額が上限となります。

② 授業料支援補助金(府制度) 大阪府内在住の生徒・保護者が対象

【必要な要件】

- 生徒とその保護者（親権者全員）が、大阪府内に在住していること。
- 10月1日(基準日)に府内の私立高校等のうち、教育長が指定する就学支援推進校に在学していること。
- 生徒が、就学支援金を受給していること。
- 保護者の市町村民税所得割額（親権者合算）が、**基準の範囲内**であること。
- 在学する私立高校等が指定する期限までに、学校において必要な手続きを行うこと。

■ 授業料支援の内容（平成29年度新入生の場合）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

- ・保護者の市町村民税所得割額（親権者合算）が下表のA～Cランクに該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（年間58万円）を上限に補助金が交付されます。
（授業料が年間58万円未満の学校の場合は、その額が上限となります。）
- ・授業料が年間58万円を超える場合でも、差額分は私立高校等に負担していただきますので、保護者の授業料負担は実質無償となります。
- ・保護者の市町村民税所得割額（親権者合算）が下表のDまたはEランクの場合は、私立高校等に子を3人以上通わせている「多子世帯」かどうかによって授業料の保護者負担額が異なります。
※「多子世帯」については、次頁下段を参照してください。

【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と年間支給額（平成29年度入学生の場合）】

所得区分	モデル世帯の年収めやす ※(1)	保護者等の市町村民税所得割額（親権者合算）	就学支援金（国） ①	授業料支援補助金（府） ②	支援額の計 ①+②	保護者負担（授業料が58万円の学校の場合）
Aランク	250万円未満	0円(非課税)、生活保護	297,000円	283,000円	580,000円	0円
Bランク	350万円未満	51,300円未満	237,600円	342,400円		
Cランク	590万円未満	154,500円未満	178,200円	401,800円		
Dランク	800万円未満	251,100円未満	118,800円	(361,200円) 261,200円	(480,000円) 380,000円	(100,000円) 200,000円
Eランク	910万円未満	304,200円未満		(261,200円) 0円	(380,000円) 118,800円	(200,000円) 461,200円
対象外	910万円以上	304,200円以上	0円	0円	0円	580,000円

〔2段書きの上段（ ）は、私立高校生等が3人以上いる世帯等の場合〕

《通信制高校》

- ・保護者の市町村民税所得割額（親権者合算）が下表のA～Cランクに該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（1単位あたり10,032円）を上限に補助金を交付します。
（1単位あたりの授業料が10,032円未満の学校の場合は、その額が上限となります。）
- ・授業料が1単位あたり10,032円を超える場合でも、差額分は私立高校等に負担していただきますので、保護者の授業料負担は実質無償となります。

【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と1単位あたり支給額（平成29年度入学生の場合）】

所得区分	モデル世帯の年収めやす ※(1)	保護者等の市町村民税所得割額（親権者合算）	就学支援金（国） ① ※(2)	授業料支援補助金（府） ②	支援額の計 ①+②	保護者負担（授業料が1単位あたり10,032円の学校の場合）
Aランク	250万円未満	0円(非課税)、生活保護	※(3) 10,032円	0円	10,032円	0円
Bランク	350万円未満	51,300円未満	9,624円	408円		
Cランク	590万円未満	154,500円未満	7,218円	2,814円		
府対象外	910万円未満	304,200円未満	4,812円	0円	4,812円	5,220円
国対象外	910万円以上	304,200円以上	0円	0円	0円	10,032円

※(1) モデル世帯とは、4人世帯（夫婦どちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人））のケースです。

※(2) 就学支援金の支給額は、年間の履修単位数が30単位以下の場合の1単位あたりの支給額です。

※(3) Aランクの就学支援金の支給額は、計算上は1単位あたり4,812円×2.5倍＝12,030円となりますが、この表は、1単位あたりの授業料が10,032円の学校の場合の額です。

■ 必要な提出書類（入学後、私立高校等において申請手続きが必要です！）

就学支援金、授業料支援補助金を受けるための手続きは、入学後、在学している私立高校等で行います。
学校の案内に従って、提出期限までに必ず以下の書類を提出してください。

- ① **授業料支援申請書**（各学校から大阪府内に住所を有しているすべての生徒に配付されます。）
② **保護者全員の市町村民税所得割額が確認できる書類**（課税証明書等、下表参照）

【市町村民税所得割額等を確認するために必要となる書類（平成29年度の場合）】

保護者の職業形態等	必要となる書類	注意事項
1 サラリーマンなど住民税の全額を給料から天引きされている方	・「平成28年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」の写し ・「平成29年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」の写し	毎年6月ごろ、勤務先を通じて交付されます。
2 「個人で事業を営んでいる人」など、住民税の全額を市町村や銀行の窓口で納めている方	・「平成28年度市（町村）民税・府民税納税通知書」の写し ・「平成29年度市（町村）民税・府民税納税通知書」の写し	毎年6月中に、市町村から直接自宅等へ送付されます。
3 住民税を給料からの天引きと、市町村や銀行の窓口の両方で納めている方	上記1及び2に記載する添付書類の両方 ※ 例えば、給与所得と事業所得の両方に収入がある場合が該当	上記1及び2の注意事項欄を参照してください。
4 住民税が非課税の人または上記1、2、3の通知書を紛失した方	平成28年度と平成29年度の市町村発行の下記①から③のいずれか。 ①「市（町村）民税・府民税 課税証明書」 ②「非課税証明書」 ③「非課税通知書」の写し	1月1日現在の住所地の市町村（住民税の窓口）で、証明書の交付を受けてください。
5 生活保護（生活扶助）を受けている方	生活保護法に基づく保護（生活扶助）を受けていることを証明する生活保護受給証明書（生徒との扶養関係がわかるもの） （平成28年1月1日及び平成29年1月1日に受給していることがわかるもの）	市町村（生活保護担当窓口）で証明書の交付を受けてください。
6 その他	学校の事務室に相談してください	

③ **在学（在校）証明書と健康保険証の写し（私立高校生等が3人以上いる世帯に限る）**

※国民健康保険加入者は、国民健康保険証ではなく、世帯全員の住民票（続柄表記のもの）を提出してください。

いわゆる浪人生に該当する子どもがいる世帯については、予備校等の在校証明書または当該子どもに対する教育費負担にかかる申出書を提出してください。

■ 「多子世帯」の対象となる私立高校生等または大学生等の学校の範囲

府内の全日制私立高校に3人以上通わせている世帯のほか、府内の全日制私立高校生が1人以上いる世帯であって、他府県も含め、以下の私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯（多子世帯）の所得区分が、**DまたはEランク**に該当する場合は、**保護者の負担が軽減されるように支援しています。**（前頁上表を参照）

<高校段階> 私立高校をはじめ、国の就学支援金の加算支給の対象となる以下の学校

※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く

- ・私立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）
- ・公私立専修学校（高等課程）
- ・国公私立高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- ・「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所（※）
- ・「調理師法」にもとづく調理師養成施設（※）
- ・「製菓衛生師法」にもとづく製菓衛生師養成施設（※）
- ・「理容師法」にもとづく理容師養成施設（※）
- ・「美容師法」にもとづく美容師養成施設（※）
- ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）

（※）専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。



大阪府広報担当副知事もずやん

<大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

※ただし、高校等卒業後、1年間に限り、いわゆる浪人生についても、特例的に大学等の学生とみなします。

■ その他留意事項

- (1) 所得区分の判定は、保護者の市町村民税所得割額（親権者合算）で行い、**毎年度**判定します。
- (2) 市町村民税所得割額の更正や、大阪府外への転居、離婚等による保護者の変更等によって、支給額が変更される場合があります。
- (3) 大阪府内在住の保護者が、**勤務先の命令**により、他府県に単身で赴任せざるを得なくなった場合、辞令の写し等を申請書類に添付することで、大阪府内在住とみなすことができます。
- (4) 保護者の全員または一方が**海外に在住**しており、市町村民税所得割額を証明する書類が発行されない場合は、就学支援金の加算と授業料支援補助金は、**支給対象外**となります。
- (5) 入学金や教科書代、修学旅行費など、**授業料以外の納付金は、支援の対象外**です。
- (6) 私立高校等は、**生徒の10月1日時点の在学を確認**後、10月末ごろに府から学校へ振り込まれる補助金によって、**授業料の還付や相殺（差し引き）**を行います。したがって、授業料無償化の対象となる場合であっても、私立高校等への就学支援金・授業料支援補助金の交付前に納期が到来する授業料等については、**一旦納付していただく必要があります**。（授業料等の納付が困難な場合は、在学する学校の事務室にご相談ください。）
- (7) 生徒が、**10月1日より前に私立高校等を転退学した場合**、その年度における授業料支援補助金は、**支給されません**。（就学支援金は、各月1日に在学する生徒が支給対象となります。）
- (8) 授業料の還付や相殺（差し引き）の方法は、私立高校等によって異なります。詳細は学校の事務室にお問合せください。
- (9) 私立高校等が実施する独自の奨学金や減免制度が適用される場合は、支給額が減額されることがあります。
- (10) 私立高校等に在学中、学資負担者の失職や倒産などにより家計が急変し、授業料の納付が困難になったときは、別途、授業料の減免制度の対象となる場合があります。詳細は、学校の事務室にお問い合わせください。
- (11) この制度は、平成28年度から平成30年度までの入学生が卒業するまでの3年間適用されます。

【制度に関する問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン
電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

大阪府 教育庁 私学課 私立高等学校等授業料支援補助金担当
〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階
電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276

※申請書類の提出期限や授業料の還付・相殺時期に関することは、学校の事務室にお問い合わせください。

【大阪府ホームページ】

「私立高校生等に対する授業料支援について」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

気軽に連絡してねー



大阪府広報担当副知事もずやん